

医療介護連携推進事業の実現を
支援するための道の主な事業

1 地域包括支援センター等職員研修

地域包括支援センターが新たな包括的支援事業に円滑に対応できるよう機能の充実を図るため、センター職員等に対する研修を実施する。

実施主体	北海道社会福祉協議会（委託）
対象者	地域包括支援センター職員及び市町村職員、その他必要と認める者
開催地	全道6か所で開催
日程	1日目～8時間 2日目～6時間程度
参加者数	1会場あたり50名程度
主な内容	1日目（初級者向け） （1）地域包括支援センターに求められること ・地域包括ケアシステムの推進・住民参加型の地域づくりの必要性 （2）総合相談支援業務・権利擁護業務 ・高齢者虐待・高齢者の権利擁護・消費者被害防止 （3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・介護支援専門員への支援の視点・地域ケア会議 2日目（中級者向け） （1）新しい包括的支援事業 ・生活支援体制整備事業・在宅医療介護連携推進事業・認知症総合支援事業 （2）介護予防・日常生活支援総合事業 ・新しい介護予防ケアマネジメントの手法 ・地域づくりによる介護予防

2 地域包括支援センター意見交換会

振興局管内ごとに地域包括支援センター関係者を参集し、センターの現状・課題等の情報交換、近隣市町村間の連携等を図る。

実施主体	北海道（振興局社会福祉課）
実施回数	各振興局1回以上
主な内容	○総合相談事業 ○権利擁護事業 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ○地域ケア会議 ○介護予防ケアマネジメント事業 ○介護予防・日常生活支援総合事業 ○生活支援体制整備事業 ○認知症総合支援事業 ○在宅医療・介護連携推進事業

3 地域ケア会議定着に対する補助

地域ケア会議の実施体制が不十分な市町村が会議の実施方法の定着等を図るために行う事業に要する費用を補助する。

実施主体	補助事業者（市町村）
主な内容	地域ケア会議の実施方法の定着等を図るために行う事業 ① 関係者への周知・啓発 ② 多職種合同研修会の開催 ③ 地域ケア会議実施方法検討会議の開催 ④ その他必要な事業
補助基準額等	補助基準額～100万円 補助率～10/10以内

4 地域包括ケアに関する市町村支援

振興局の専門職により介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインや地域ケア会議ガイドライン等に基づき市町村に対する個別支援を実施する。

実施主体	北海道（振興局社会福祉課）
主な内容	○総合相談事業 ○権利擁護事業 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ○地域ケア会議 ○介護予防ケアマネジメント事業 ○介護予防・日常生活支援総合事業 ○生活支援体制整備事業 ○認知症総合支援事業 ○在宅医療・介護連携推進事業

5 地域介護予防・地域包括ケア事業支援チーム

道立保健所（26か所）に設置した地域介護予防・地域包括ケア事業支援チームにより地域包括ケア推進に関する技術援助及び支援を行う。

実施主体	地域介護予防・地域包括ケア事業支援チーム（道立保健所に設置）
主な内容	○地域ケア会議における技術的助言 ○介護予防・日常生活支援総合事業における技術的助言 ○生活支援体制整備事業（協議体立ち上げ）に対する支援 ○認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業における技術的助言

6 在宅医療グループ診療運営事業

在宅医療の提供体制を強化するため、在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の医師が指導役となり、未経験の医師を新たな在宅医療を担う医師として育成するグループ制等を実施する。

実施主体	在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院、郡市医師会、市町村
主な内容	○在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の医師が指導役となり、在宅医療未経験の医師らとグループを編成し、日常の助言や多職種カンファレンス等への参加を通じてノウハウを伝達し、新たな在宅医療を担う医師を育成 ○グループの医師相互に夜間休日不在時の代診制を運用 ○在宅患者急変時の受入を担う医療機関をグループに加え後方病床確保 ※指導役の医師及び諸調整を行う職員の人件費、代診・急変患者受入を行った医療機関に補助
補助基準額等	補助基準額～年額6,504千円（開始時期により異なる） 補助率～10/10以内

7 多職種連携協議会の設置

概ね二次医療圏ごとに設置する多職種連携協議会に市町村の参加を呼びかけ、ともに企画・調査・研修等を実施することにより、専門職との顔の見える関係づくりや市町村間連携を促し、在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施を図る。

実施主体 主な内容	多職種連携協議会（事務局：道立保健所） ・調査に基づき抽出された課題を優先順・重要度に分類し対応策を検討 ・高齢者施設に対する看取りの実態調査～研修会開催 ・関係機関窓口一覧、多職種紹介パンフレット・DVD作成 ・医療・介護連携ナビ、入退院時連携シートの作成 ・多職種合同研修 ・住民向け・関係者向けの機関誌発行、フォーラム開催及び相談ブース設置 ※設置状況は、別紙のとおり
--------------	--

8 歯科医療従事者認知症対応力向上研修

居宅や施設等で生活する認知症を有する要介護高齢者やその家族を支援するため、歯科医療従事者に対し認知症ケアの基礎知識や歯科診療を行う上で配慮すべきことを習得するための研修を実施する。

実施主体	一般社団法人北海道歯科医師会（委託）
対象者	歯科医療従事者（歯科医師及び歯科衛生士）
開催地	全道5圏域で開催
日程	1日（3時間）
参加者数	1会場あたり30名程度
主な内容	<ul style="list-style-type: none">・研修プログラム<ul style="list-style-type: none">（1）認知症についての基礎知識と医療現場における対応（講義）（2）認知症ケアの基本と認知症高齢者への支援体制（講義）（3）歯科訪問診療等で遭遇しやすい認知症高齢者の反応と対応へのヒント（講義）・講師 認知症サポート医及び認知症介護指導者等

9 要介護高齢者歯科保健対策推進事業

歯科医療従事者（歯科医師及び歯科衛生士）を含む多職種が連携し、介護の現場等において、要介護高齢者の経口による食事摂取の継続に向けた具体的な対処方法を検討するとともに、口腔ケア提供体制を整備するきっかけづくりを行う。

実施主体	北海道（振興局保健所）
対象者	各振興局単位で対象事業所1か所を選定し実施
主な内容	<ul style="list-style-type: none">（1）事業所カンファレンスへの歯科医療従事者の派遣 認知症の症状を呈し、経口による食事摂取を継続する上で問題や障害を有する事例について、対象事業所においてカンファレンスが開催される際に、道立保健所が地域の歯科医師会、歯科衛生士会の協力のもと、歯科医療従事者を派遣し、多職種の連携による問題解決を図る。（2）地域への普及・啓発の取組<ul style="list-style-type: none">・会議等での情報提供 多職種が参集する地域の会議等において、本事業による取組を紹介する。・交流会の開催 対象事業所や他の事業所職員、派遣した歯科医療従事者をはじめとする多職種を参集し、本事業における検討事例を題材にするなどして、介護の現場での課題、取組等について意見交換を行う。

10 訪問薬剤管理指導実施体制整備促進事業

薬剤師による在宅医療の推進を図るため、訪問薬剤管理指導の実施に必要な基本的な知識や、中心静脈高カロリー輸液の調整など専門知識等に関する研修会等の費用を補助する。

実施主体	一般社団法人北海道薬剤師会
研修開催地	全道で開催（約18回予定）
主な内容	○在宅医療研修（在宅医療の実施に繋がる実践的な研修） ・ヘルパー、ケアマネージャー、訪問看護師等多職種研修会等 ○薬局における在宅医療の普及啓発（在宅医療を実施している薬局の普及啓発）
補助基準額等	補助基準額～581万円 補助率～10/10

11 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業

道民のセルフメディケーションと薬局における在宅医療の取り組みを促進するため、薬局の薬剤師を対象とした研修会を開催するとともに、道民に対する普及啓発の事業を実施する。（委託事業）

実施主体	北海道（一般社団法人北海道薬剤師会に委託）
研修開催地	全道で開催（約10回予定）
主な内容	○健康情報拠点推進会議の実施 ○在宅医療の取組状況と事業参加に関する調査 ○健康づくり在宅医療支援薬剤師養成等研修 ・在宅医療や介護保険制度等の幅広い相談に対応できるための研修等 ○健康づくり支援薬局の普及啓発
委託額	委託額～450万円

12 家庭看護基盤整備事業

（1）全道地域ケア連携推進会議

在宅医療推進を取り巻く情勢の理解や保健所・関係団体の取り組みから看護連携の必要性を再認識し、地域特性に応じた看護連携の強化を図る。

実施主体	北海道（医務薬務課）
日時	平成28年2月16日（火）9：30～15：30
参加者	参加者：68名 内訳：保健所保健師係長等55名、各（総合）振興局社会福祉課13名
主な内容	① 行政説明「北海道における地域医療構想について」 ② 説明「地域の看護連携体制構築に向けた北海道看護協会の取組について」 ③ 情報提供「新たな地域支援事業の実施状況について」 ④ 実践報告（帯広保健所、中標津保健所） ⑤ グループワーク「地域のニーズに応じた看護連携強化に向けて」

(2) 地域在宅医療推進講座

在宅医療やターミナルケアを必要とする住民への支援体制の充実を図るとともに、地域住民が安心して住み慣れた地域で療養生活を継続することができるよう、地域の医療機関や相談機関、サービス機関の連携を促進し、在宅医療や看護連携の推進を図る。

実施主体	北海道（26保健所）
実施回数	開催回数 48回（26保健所） 参加者数（延）3,947人 内訳：医療機関、介護保険関係機関、行政機関に所属する医師、薬剤師、看護職、介護職等
主な内容	地域住民や関係機関を対象とした、在宅ケア等に関するフォーラム、講演会等

13 ナースセンター事業（訪問看護支援事業）

(1) 訪問看護師養成講習会

訪問看護に携わる看護師に対して訪問看護事業の実施に必要な基本的知識と技術を習得する。

実施主体	北海道看護協会（委託）
対象者	3年以上の看護職の実務経験がある者（定員40名）
日程	31日間
主な内容	講義及び実習

(2) 訪問看護実践発表会

訪問看護や地域連携の実践を発表することにより、日常の看護実践を振り返り訪問看護活動に生かす。

実施主体	北海道看護協会（委託）
対象者	看護職、在宅支援に関わる医療、介護関係者
日程	1日間
主な内容	実践報告及び講演

14 看護職員研修事業

看護管理研修事業

地域の医療機関や訪問看護事業所などに従事する看護職員を対象として、在宅医療の推進など、社会ニーズに対応するために必要な看護管理に関する技術・知識の向上を図るための研修を実施

実施主体	北海道（医務薬務課）
主な内容	・企画検討会の開催（地域及び課題別の研修企画・評価等） ・地域別研修会の開催（全圏域） ・課題別研修会（年5回程度）

15 介護関係職員医療連携支援事業

介護関係職員や事業所全体のケアの質の向上を図るとともに医療関係者との連携を促進することを目的に、介護関係職員が医療に関する知識を深めるための研修等の費用を補助する。

実施主体	補助事業者（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設）
主な内容	次の中から補助事業者が選択して実施する。 （ア）高齢者の身体的特徴と疾患の理解 （イ）認知症の理解 （ウ）口腔機能と食事のケア （エ）高齢者の感染症予防 （オ）医療的ケア（胃ろう、インシュリン、たん吸引等を受けている方のケア） （カ）看取り期のケア （キ）誤薬の予防 （ク）手すり、車いす、補助具の選び方と工夫
補助基準額等	補助基準額～36万円 補助率～10/10以内

16 患者情報共有ネットワーク構築事業

医療機関等相互における役割分担、連携の推進、救急医療の効率化を図るためのネットワークシステム設備整備の費用を補助する。（介護サービス事業所を含んだ形でのネットワーク構築も対象）

実施主体	医療機関、市町村
主な内容	・医療機関等相互における役割分担、連携の推進、救急医療の効率化を図るためのネットワークシステムの設備整備（※介護サービス事業者も含む） ・既存ネットワークシステムの公開型病院の拡大
補助基準額等	・補助基準額 1 病院等当たり3,000万円、1 診療所等当たり2,000万円 ・補助率～1/2 以内